

2024（令和6）年度 第1回 一宮市景観審議会議事録

次の議題を審議するため、一宮市景観審議会が下記のとおり開催された。

記

1 日 時 2025年1月23日午前10時

2 場 所 本庁舎11階1103会議室

3 公開・非公開の別 公開

4 傍聴人の人数 0人

5 出席者

[出席委員] 13名

今村 洋一、鶴田 佳子、池上 肇、石田 正月、川合 規由、瀧 佑佳、富田 隆裕、
判治 忠明、河村 弘保、後藤 みゆき、木村 健太、山尾 耕平、栗田 雅貴

[事務局]

まちづくり部参事 谷 聖、同景観専門監 竹内 誠、同部次長 稲本 直喜、
公園緑地課長 田内 誠一、同緑化・景観G専任課長 野々村 貴志、同G課長補佐 牛田 貴史、
同G主査 吉川 隆浩、同G主任 春日井 克彦

6 会議資料 別添のとおり

議題第1号 一宮市景観計画の届出状況について（報告）

7 審議経過 会議顛末のとおり

【 会議顛末 】

開 会

午前10時

事務局

(開会)

おはようございます。皆さまお集まりいただきましたので始めさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

ただいまより、2024年度第1回 一宮市景観審議会を開催させていただきます。

本日は、ご多忙のところ、当審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は13名でございます。一宮市景観条例第34条第2項の規定により、過半の委員の出席がございますので、会議は成立しております。

また、本日の議事につきましては、運営要領第6条に規定する除斥の対象となる委員はいらっしゃらないことを報告させていただきます。

それでは開会にあたりまして、会長にはご挨拶とその後の議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

会 長

岐阜工業高等専門学校の鶴田でございます。会長を務めさせていただいております。

本日は、報告事項1件ということでございますが、令和3年4月から景観計画を運用しておりまして、今年で4年目になりますが、景観計画は策定しておしまいはないので、それが実際どのように運用されていて効果がでてきているかということを確認するという報告になります。

委員を継続していただいている方は例年のことなので、だいたい予測はつくかと思えます。報告案件ではございますけれども、色々議論していただけたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは早速進めさせていただきます。まず議題に入ります前に、人事異動などにより新たに委員になられた皆さまについて、事務局から紹介をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局

はい、会長よろしいですか。

会 長

はい、お願いします。

事務局

(新委員紹介)

それでは、ご紹介をさせていただきます。

はじめに第2号委員の市民の代表者の方でございます。一宮市町会長連区代表

者連絡協議会会長、石田正月様。一宮商工会議所専務理事、判治忠明様。

次に、第3号委員の市議会議員の方でございます。河村弘保様。後藤みゆき様。木村健太様。

次に、第4号委員の関係行政機関の職員でございます。国土交通省中部地方整備局建政部都市調整官、山尾耕平様。愛知県都市・交通局都市基盤部公園緑地課課長、栗田雅貴様。以上でございます。

会 長

ありがとうございました。新たに委員になられた皆さま、どうぞよろしく願いいいたします。

会 長

次に、本日の議事録署名者を決めさせていただきたいと思います。議事録署名者は、当審議会運営要領第11条第1項の規定により、会長が指名した委員2名となっております。議事録署名者は議席順にお願いしたいと思いますので、本日は、石田委員と川合委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいいたします。

(議題)

会 長

それでは、本日の議題に入らせていただきます。議題第1号、一宮市景観計画の届出状況について、事務局から説明をお願いします。

事務局

はい、それでは本議題は、昨年度と同様に、景観計画の現在までの届出の状況を、その事例を交えながら担当から説明させていただきます。よろしく願いいいたします。

事務局

議題1号、一宮市景観計画の届出状況について、説明させていただきます。お手元の資料又は前のスクリーンをご覧ください。

1ページをお願いいたします。一宮市景観計画について、ご説明いたします。一宮市全域が景観計画区域に指定されておりまして、2つの景観軸と5つの景観ゾーンに分かれております。

2ページをご覧ください。景観軸、ゾーンごとの届出対象となる条件の表でございます。建築物及び工作物の新築、増築や外観の変更を伴う修繕並びに、開発行為に対しまして、高さや面積がこちらの表の基準に当てはまる場合に、届出が必要となります。例えば、歴史街道景観軸のエリアでは、建築物を新築する場合、高さ10mを超えるもの又は建築面積300㎡を超えるものが届出対象となります。

3ページをご覧ください。届出が必要となる建築物等につきまして、具体的に守っていただく景観形成基準の内容がこちらの表でございます。黒丸の箇所がそれぞれ該当する基準となっております。こちらの表は、建築物の配置についての基準で、圧迫感のない配置とすることなどを定めております。

4 ページをご覧ください。こちらの表は、建築物の形態・意匠の基準で、それぞれのゾーンに合ったデザインとし、周辺との調和に配慮するようなど定めております。

5 ページをご覧ください。こちらの表は、色彩についての基準でございます。原則、色彩基準内としますが、アクセントカラーとして100分の10以下、つまり10%までは基準外の色を使用することができます。

6 ページをご覧ください。こちらは、区分毎の色彩の数値基準でございます。色彩は、色相、明度、彩度を数値で表したマンセル値で表記いたします。歴史街道景観軸につきましては、宿場の名残のある歴史的木造建築物の明度が低いことを考慮して明度の下限値を設けておりません。一方、その他の市全域につきましては、街並みが暗くならないよう明度を4以上と設定しております。

7 ページをご覧ください。こちらの表は、建築物の付属設備、外溝・緑化、維持・管理についての基準です。空調室外機等、建築設備が道路等から見えない位置に配置することや敷地内を緑化することなどを定めております。

8 ページをご覧ください。こちらの表は、工作物と開発行為についての基準でございます。工作物は、周辺の景観に配慮し、周囲から目立たない形態、意匠とすることなど、開発行為は、開発に伴う法面や擁壁が長大となることを避け、周辺に圧迫感を与えない配慮をすることなどを定めております。景観形成基準の説明は、以上となります。

9 ページをご覧ください。今年度、令和6年4月1日から12月末日現在までの届出及び通知件数を報告させていただきます。届出につきましては、景観法第16条第1項の規定による民間からのものがございます。届出件数としましては、建築物で29件、工作物では3件、開発行為は5件でございます。内訳、用途については、記載のとおりとなります。

10 ページをご覧ください。通知は、景観法第16条第5項の規定による国や地方公共団体からのものがございます。通知件数としましては、建築物が2件、工作物が2件、開発行為はありませんでした。

11 ページをご覧ください。こちらは、届出及び通知の箇所を地図にプロットしたものとゾーン別の件数表でございます。田園景観ゾーンが19件で最も多く、次いで住宅景観ゾーン11件となっております。

12 ページをご覧ください。こちらは、ゾーンごとの建築物及び工作物の用途別件数の表でございます。先程の11ページの表と違い開発行為を含めていない数字のため合計は36件となっております。主なものでは、田園景観ゾーンで倉庫3件、老人ホーム6件、住宅景観ゾーンでは共同住宅4件となっております。

13 ページをご覧ください。ここからは、令和6年度に完了届が提出された事例を3つ紹介いたします。まず、建築物、店舗、こちらはドラッグストアの新築の事例でございます。区分、住宅景観ゾーン、建築面積、2,094.87㎡、建築物の高さ、7.55mです。建築面積1,000㎡超えのため届出対象とな

った案件でございます。

14ページをご覧ください。ここからは、適合されている景観形成基準のうちで、代表的なものを紹介させていただきます。まず、色彩につきましては、外壁1、2、幕板を色彩基準内の色で着色しております。外壁3につきましては、色彩基準外の色ですが、面積割合は4.5%で、アクセントカラー10%以下の基準に適合しております。

15ページをご覧ください。お手元にはお配りしていませんが、配置図を画面上に表示いたします。配置につきまして、建築物の北側、それから西側に駐車場を配置し、東側と南側につきましては緑化をすることで圧迫感のない配置となっております。敷地内の緑化につきましては、北側以外の外周を低木により緑化しております。

16ページをご覧ください。建築物の外観につきましては、周囲と調和した落ち着いたデザインとなっております。建築設備等は、道路から見えないようフェンスにより目隠しをし、見える部分につきましては、その色を外壁と調和させ、景観に配慮したものとなっております。

17ページをご覧ください。続きまして、建築物、工場の新築の事例でございます。区分、田園景観ゾーン、建築面積、3,426.21㎡、建築物の高さ、9.61mでございます。建築面積500㎡超えのため届出対象となった案件でございます。

18ページをご覧ください。色彩につきまして、外壁1から3は色彩基準内の色で着色しております。外壁4は、色彩基準外の色でございますが、面積割合は1.8%で、アクセントカラー10%以下の基準に適合しております。また、本案件は窓ガラスの割合が多く占めているため、窓ガラス、透明と表記しておりますが、無彩色のガラスにつきましては、色彩基準内としております。建築物の外観は、周辺と調和した落ち着いたデザインとなっております。

19ページをご覧ください。こちらにも画面上に配置図を表示いたします。建築物の北側と南側に駐車場を配置しております。東面、西面ともに外壁は境界から4m以上控えた配置となっております。また、室外機等は、すべて屋上に配置され、ルーバーによる目隠しをし、景観に配慮したものとなっております。

20ページをご覧ください。憩いや賑わいが醸し出される工夫としまして、敷地内に緑化を生かした広場を設置しております。敷地内の緑化につきましては、道路沿いに中木と低木を植栽しております。

21ページをご覧ください。続きまして、建築物、共同住宅の新築の事例でございます。区分、沿道景観ゾーン、建築面積、624.58㎡、建築物の高さ、44.385mでございます。高さ13m超えのため届出対象となった案件でございます。

22ページをご覧ください。色彩につきまして、外壁と手摺につきましては、色彩基準内の色で着色しております。左下の矢印でございますが、庇は色彩基準

外の色でございますが、面積割合は0.5%で、アクセントカラー10%以下の基準に適合しております。こちらにも画面上に配置図を表示いたします。配置につきましては、南側と北側に駐車場を設け、また、着色しておりますように、敷地全体に植栽を設けて十分な空間を確保しており、圧迫感のない配置となっております。建築物の外観は、周辺と調和した落ち着いたデザインとなっております。

23ページをご覧ください。建築設備等は、道路から見えないようにルーバーフェンスや緑化で目隠しをし、景観に配慮したものとなっております。

24ページをご覧ください。憩いや賑わいが醸し出される工夫としまして、敷地内に緑化を生かした広場を設置しております。また、敷地内の緑化につきましては、道路沿いなどに高木、中木、低木を植栽しております。

最後に25ページをご覧ください。こちらは、届出及び通知件数についての年度ごとの比較表でございます。各年度の上段は、12月末までの件数でございます。令和3年から5年度の下段括弧は、当該年度の3月末時点の件数でございます。令和3年度につきましては、届出31件、通知9件の合計40件、令和4年度は、届出42件、通知9件の合計51件、令和5年度は届出49件、通知7件の合計56件でございます。また、表にはございませんが、今年度から届出対象のうち、高さ10mを超える、若しくは、建築面積3,000㎡を超える建築物につきまして、専門家である景観専門監のアドバイスを受けていただき、より良い景観形成を図ることとしております。令和6年度の届出、通知のうち景観専門監にアドバイスをいただいた案件につきましては、届出では、建築物の新築8件、色彩の変更で1件の合計9件、通知では、4件すべてアドバイスをいただいております。アドバイスいただいたもので、現時点で完了している案件はございませんので、来年度以降にその案件の紹介をさせていただく予定でございます。以上で、議題第1号の説明を終わらせていただきます。

会 長

はい、ありがとうございました。

ただいま説明がございました令和6年度景観計画に係わる届出、通知に関する報告がございました。何かご質問、ご意見はございますか。

会 長

はい、よろしく申し上げます。

委 員

はい、今年度12月までの運用の状況の報告をいただきまして、ありがとうございました。

ちなみに、この中で、あるいは今年度に限らず届出を受けた後、おそらく報告がないので「ない」とは思うのですが、勧告まで行ったような案件は「ない」ということでいいでしょうか。

あともう一点ですね、確か建築確認の条件にするような条例は制定していなかったと思いますけど、今のところそういうことをする必要ができたというか、

トラブル案件というか、押し切られているとかですね、そういうものは特に問題なく運用されていますでしょうか。その2点について、4年経ちますので確認してみたいと思いました。

よろしく申し上げます。

会 長

はい、ありがとうございました。では事務局からご回答お願いできますか。

事務局

まず1点目でございますけれど、令和3年度から運用しておりました中で、勧告まで行った案件はございません。

基本的には、基準をお示ししている中で、届出とか事前協議の際に、もし適合されていないものがあれば、その中で指導させていただいておまして、修正させていただいて届出をしていただく、若しくは最初からしっかり基準内で届出をしていただいているというのがほとんどでございます。

また2点目でございますが、この届出制度につきましては、建築確認申請の際の確認基準の規定ではございません。

委 員

今のところその必要性がないのであれば、厳しい制度にしなくても運用できているということなので、まあ、そういうことですかね。

事務局

はい。おっしゃるとおりでございます。

会 長

他にいかがでしょうか。

私から、今の委員のご指摘と似ているかもしれないですけど、策定したこの景観計画、景観形成基準というものが、これでいいのかどうか、報告を受けながら我々は考えるわけですけども、ここに挙げられていて詳しくご紹介いただいた3件の事例が平均値なのか、すごくいいものなのか。先程の説明で、協議の中でご指導していただいたものもあつたりするのですが。あるいは、前回までは、倉庫が多かったと思うのですが、今回は老人ホームがすごく田園景観ゾーンで増えているので、例えば、そういう建てられる建物によって、もう少しこういうことに配慮してもらった方がいいのかなとか、あるいは基準の中で、なかなか守っていただけないとか、こちらの想いが伝わらないとか、マイナスのものを報告していただくと、我々ももう少し基準をこうの方がいいとか、改善する方向に振れると思います。

ご紹介していただいたものが平均値であればいいかなと思いますが、困っているとあれば、口頭でも良いので、あるいは、次回以降、そういうものを出していただいた方が議論出来るのかなと思ったりするのですが、いかがでしょうか。

事務局

はい。

今回もですが、基本的には良い事例を報告させていただいております。

その中でも今回の共同住宅の案件については、建築設備を見えないように隠していただいているのですが、元々は低い高さの木で計画されたものを出来れば高くしていただけないですか、ということで高い木を植栽していただいた事例で、今回はこれをご報告させていただいております。

一方で、例えば、建築設備、室外機等ですが、隠していただけないとか、実際は、そういったものの事例がございます。

見えないようにしていただけない場合は、出来れば壁面の色と合わせてくださいと指導させていただいているのですが、少し色が違っているなどという事例もあります。これまではご紹介出来ていない状況でございますので、次回以降、そのような案件も含めて、ご報告させていただけたらと思っております。

会 長

今、お話を聞いて思ったのですが、30いくつもあるから当然全部ここで紹介するのは難しいと思うのですが、他市の事例で、例えば、景観形成基準の中で、これはすごく守られているけれど、これはなかなか守られていないというのをデータとして示していただいている自治体もあるので、細かく紹介するものがその中からピックアップされるとしても、例えば、今おっしゃっていたように室外機のそこところが難しいですとか、意外に色彩は大丈夫ですとか、そういう風にしていただけると、基準を今後修正するかの検討の参考になるのかなと思っておりますので、来年度以降、ご検討いただけたらなと思っております。

他にいかがでしょうか。

事務局

よろしいでしょうか。

会 長

はい、よろしく申し上げます。

事務局

補足させていただきます。景観計画は、先程会長からお話がありましたように策定して4年ということで、再来年度に見直しを考えていかなければと考えておりますので、会長がおっしゃるとおり、来年度当審議会においてアドバイスをいただいで、再来年度に改定についてまたご審議いただく形が良いかと思っております。

今、写真を見ておまして、本市は緑化条例を制定しておりますので、それとの関係もあるのですが、例えば、15ページの敷地内緑化は、共同住宅の写真と比べますと緑の植え方が大分違いますので、もう少し植えていただけるように考えてもらえたらと思っております。

会 長

緑化というか緑は難しく枯れることもあるのですが、例えば、これは、時間が経てばすごく良くなるのかなと。

樹種にもよると思うのですが、緑化の場合は、おそらく届出された時に話はしてないと思うのですが、例えば、きちんとメンテナンスして緑化を維持していきますみたいなことを本当は触れておかないと、なくなってしまうこともあるので、そういう意味では、もう5年経過するとなると、前に届出を出されたものが、緑がどういう風に変化しているか、5年では難しいかもしれませんが、育っていくので、最初は今回のものもなくまだ木が育ってないので、緑が豊かではないのですが、時間が経てば豊かになってくると思うので、その辺を考えなければいけないのかなと思います。

他にいかがでしょうか。

会 長

はい、どうぞ。

委 員

今日、初めて参加させていただきます。報告ですので、その部分はそんなに疑問点はないですが、景観計画を策定してまだ4年目というところなので、これから再来年見直しということでしたので、少しだけ私の想いを述べます。景観計画区域の中で、一宮市というのは尾西のところは歴史街道の景観軸となっていると思うのですが、木曾川町もすごく歴史のある街で、一豊祭りが毎年開催されています。黒田駅から黒田小の辺りをパレードするのですが、何も無いところで今は行っているのですが、市外の方からも結構見に来られるんですね。この前、中止になった時にちょうど歩いていたら、お見えになった方と偶然遭遇した時に、一豊祭りってどこでやっているのですかと尋ねられて、「今日は中止なんですよ」とお伝えしたんですけども、駅から降りて、どっちに歩いていいのかわかりにくいということがありました。その時たまたまパレードが中止で人もいないのでわかりにくかったんですけど、普段だったらここを街道として歩いています、と説明したんですけども。せっかく黒田城跡地とか色々あるので電車で来ていただく方のために、そういった景観的なもの、もし考えてもらえるなら今後議題の中でできたらいいなと少し思ったので、そういったところを議題にする時はないのでしょうか。

会 長

改定の時に区域のところを検討されますかとのことだと思うのですが、今おっしゃった場所は、具体的に何の区域になっているところですか。歴史のどこの場所ですかね。

委 員

木曾川駅のあたりです。住宅景観ゾーンになっているところです。

会 長

おそらく、今おっしゃった場所を歴史街道景観軸のようにしたらどうですかという意見ですね。

何か事務局ありますか。今までは、それについて挙がってこなかったのですが、今

後改定にあたっては、それも当然議論をすることは出来ると思うのですが、どうでしょうか。

事務局

当然、美濃路以外にも一宮市には歴史街道がございますので、今後改定する際には、そういうのも踏まえて、ご意見いただきながら考えていきたいと思っております。

会 長

他にいかがでしょうか。

会 長

はい、どうぞ。

委 員

今の黒田城跡地周辺について、歴史街道景観軸に加えられると行為の制限の内容が、ある意味厳しくなるのですが、そういうのもあるかなと思います。

あと、そろそろ落ち着いてきたので景観重点地区候補の景観形成基準について考えるべきかと思います。その時はおそらく住民の方と話し合わなければいけないので、すごく手間がかかるとは思いますが、せつかくでするので景観まちづくりという中で景観形成基準を作っていくか、他の取組みを入れていくということが一つと、そうするとあとは景観重要建造物とか景観重要樹木も指定方針だけで、指定はまだですね。ですので、方針に沿ってそろそろ作業を始められるタイミングかと思いましたので、5年経って6年目ぐらいで、すぐにスタートは出来ないと思いますので、ぜひ次に予算要求をして、調査やワークショップに入っていけるといいかなと。どうしても景観計画の行為規制は最低限で、マイナスのものがでてこないようにするというだけで、プラスのことは別でやらないと出来ませんので、その一つの手がかりが景観重要建造物であったり、景観重点地区の基準を作るときに地元に入っていくということだと思います。もしかすると黒田城跡地周辺も、そういう所に入れるのであれば重点地区に加えて、一度には出来ないと思いますので、順々に新しい景観形成基準をつくっていくことを考えていただければと思います。

会 長

はい、お願いします。

事務局

最後の締めのところでは話しをしようと思っておりました。

委員がおっしゃるとおりで、会長の話がありましたが、もう4年が経っているところですので、景観重点地区候補というのが景観計画に書いてあります。それはどちらかといいますと一宮駅前、それから木曾川沿川、木曾川堤サクラの所。

あと、萩原・起宿地区。この3つを候補地区と位置付けております。まずは、地元の方々に話をというのはごもっともな話でございまして、今、市としては、本町と銀座通の辺り、駅前をなんとか地元の皆さまと話し合いながら景観重点地

区に指定していきたい想いがありまして、来年度に向けて議論していきながら重点地区の指定をと思っているところでございます。木曾川堤サクラの所もそうなのでですけど、やはり、守っていかねばいけないものがありますので、その辺しっかりと来年度以降、取組んでいきたいと思っております。

会 長

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

会 長

私からもう一点確認したいのですが。

屋外広告物の条例の制定の際に、この審議会ですごく議論したと思うのですが、あまり屋外広告物については挙がってきていないと思うので、もし改定すると、そちらも対象になるのであれば、屋外広告物条例を運用して、どのくらい効果があって、どのくらい造られたのか全然わからないので、今まで建築物が中心だったのですが、出来れば屋外広告物も報告していただくと我々も心づもりができるのかなど。屋外広告物について資料はないのですが、印象だけでもいいので、少しご紹介いただけたらと思います。

事務局

屋外広告物につきましては、年間かなりの件数の許可申請がございます。

500、600件ほどの申請がございますが、事例としてのご紹介は可能でございますので、その辺も踏まえて来年度以降、検討していきたいと思っております。特にデジタルサイネージが最近いろんな所で、全国的にもそうなのですが増えてきております。一宮市は、デジタルサイネージの基準がないものですから、他の市町を参考にさせていただいて将来的にはデジタルサイネージのしっかりした基準を作らなければいけないという思いはありますので、それも踏まえてご紹介させていただいて、ご意見をいただきながら、今後、取組んでいきたいと考えているところでございます。

会 長

はい、ありがとうございました。他にいかがでしょうか。よろしかったですか。特に他に質問とかご意見とかないようでしたら、本日の議題は以上でございますので、進行を事務局にお返ししたいと思います。みなさん、ご意見どうもありがとうございました。

(閉会)

事務局

会長どうもありがとうございました。委員の皆さま方におかれましても、本日はお忙しいところ、誠にありがとうございました。

来年度以降の話になってしまうのですが、景観重点地区候補を、重点地区に位置付けるということについての話もあるのですが、市のランドマークでありますツインアーチ138がございます。こちらが、そろそろ塗り替えの時期を迎えております。重要なランドマークでありますので、景観審議会に諮って議論をする

ことになっております。もちろん塗り替えするには予算の確保が必要となりますので、市議会でお認めいただいてからの話になるのですが、お認めいただけましたら、早いところ、外壁の色彩について議論していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日はお忙しいところ、誠にありがとうございました。

これをもちまして、2024年度第1回一宮市景観審議会を終わらせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

閉 会

午前10時50分